

保 護 者 様

岡山県立鳥城高等学校長

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止について

お子様がインフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症に罹患されたと連絡を受けました。この感染症は、学校保健安全法の規定により、出席停止の取扱いをいたします。この期間は、欠席扱いになりませんのでお含みのうえ、御家庭で静養させてください。

なお、これらの感染症が治癒した場合、医師記入の「治癒証明書」の提出は不要です。次の出席停止期間の基準を満たし、登校する際には、別紙の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 罹患報告書」に御記入いただき、お子様を通じて、担任に御提出ください。

記

インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号イ）

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日（幼児にあつては、3 日）を経過するまで

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号チ）

発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快後 1 日を経過するまで

※詳細は記入例をご参照ください。

〈記入例〉

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 罹患報告書

岡山県立鳥城高等学校 ○年 ○組 ○番 氏名 □□ □□□

発症日：令和 ○年 11月 5日

診断日：令和 ○年 11月 6日

医療機関名： ○○○クリニック

診断名：インフルエンザ **(A型)** ・ B型 ・ 不明

新型コロナウイルス感染症

(該当するものに○を付けてください。)

解熱日：令和 ○年 11月 7日

令和 ○年 11月 11日

保護者氏名(自署)： □□ □□

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①②の両方を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱(平熱[37.5℃未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日を経過していること。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

①②の両方を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 症状が軽快した日の翌日を初日(1日目)として、1日を経過していること。

【事例】

- 11/ 5 (木) 帰宅後、発症
- 11/ 6 (金) 受診して、インフルエンザ A型と診断
- 11/ 7 (土) 解熱
- 11/ 9 (月) 解熱後2日目
- 11/10 (火) 発症後5日目
- 11/11 (水) 登校可

* 保護者が「罹患報告書」を作成し、登校時に学校へ提出してください。

※出席停止期間は、11/6~11/10

【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して学校に提出してください。

発症後	月 日(曜日)	測定時刻:体温(午前)	測定時刻:体温(午後)	解熱後
0日目	11月 5日(木)	7時30分: 36.7℃	19時00分: 38.8℃	日目
1日目	11月 6日(金)	8時30分: 38.6℃	20時00分: 37.8℃	日目
2日目	11月 7日(土)	8時00分: 37.6℃	20時30分: 36.7℃	0日目
3日目	11月 8日(日)	7時00分: 36.3℃	18時00分: 36.4℃	1日目
4日目	11月 9日(月)	7時00分: 36.2℃	19時00分: 36.3℃	2日目
5日目	11月 10日(火)	7時00分: 36.3℃	20時00分: 36.4℃	日目
6日目	11月 11日(水)	6時00分: 36.2℃	19時00分: 36.3℃	日目
7日目	月 日()	時 分: .	時 分: .	日目

登校可

※発症した日を0日目とします。

解熱後2日目
※基準②

発症後5日目
※基準①

出席停止

【 担任記入欄 】

出席停止期間
月 日 ()
から
月 日 ()

生徒 → 担任 → 保健室

【 保健室記入欄 】

<input type="checkbox"/> 確認
<input type="checkbox"/> 入力
<input type="checkbox"/> 報告 (月分)

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 罹患報告書

岡山県立鳥城高等学校 年 組 番 氏名

発症日：令和 年 月 日

診断日：令和 年 月 日

医療機関名： _____

診断名：インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 不明

新型コロナウイルス感染症

(該当するものに○を付けてください。)

解熱日：令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名 (自署) : _____

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①②の両方を満たしたら、再登校が可能です。

① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。

② 解熱（平熱[37.5℃未満]）に下がること）した日の翌日を初日（1日目）として、2日間を経過していること。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

①②の両方を満たしたら、再登校が可能です。

① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。

② 症状が軽快した日の翌日を初日（1日目）として、1日間を経過していること。

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して学校に提出してください。

発症後	月 日(曜日)	測定時刻:体温(午前)	測定時刻:体温(午後)	解熱後
0日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C	日目
1日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C	日目
2日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C	日目
3日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C	日目
4日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C	日目
5日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C	日目
6日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C	日目
7日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C	日目
8日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C	日目

※発症した日を0日目とします。